

令和2年3月13日

保護者 様

船橋市立豊富小学校

校長 藤原 裕子

臨時休業に伴う未指導分の内容の取扱いについて

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

船橋市教育委員会より臨時休業に伴う未指導分の内容につきましては、次の学年で実施するように指示を受けております。そのため、春休み等に授業を実施することはありませんが、未指導の内容が（義務教育を卒業するまで）そのままになることはありませんのでご安心ください。

現在、校内で各学年の未指導分の内容を把握し、新年度確実に未指導分の内容を引き継げる準備をしているところです（6年生は中学校に引き継ぎます）。

※今年度の教科書の保管をお願いします。